

表彰審査委員会 会議結果

- 1 日 時 平成22年10月1日(金)午前9時00分～午前9時52分
- 2 場 所 役場審議室
- 3 出席者 表彰審査委員会委員
西村町議会議長、長谷川副議長、岩田総務産建委員長、
向山町長、田浦副町長、北川教育長 6人
総務課 田中総務課長、石田主幹、武山主査 3人 合計9人
- 4 会議の概要

会議開催にあたり、表彰審査委員会委員長の向山町長のあいさつの後、議案に従い各表彰の被表彰者の決定について、推薦のあった表彰候補者の審査を行った。

1 各表彰の被表彰者の決定について

自治功労賞

本年度推薦のあった1名について基準の在職年数・年齢を満たしていることから自治功労賞の被表彰者に決定。

社会貢献賞

本年度推薦のあった3名について審査。

推薦のあった3名とも基準の在職年数・年齢を満たしていることから社会貢献賞の被表彰者に決定。

なお、善行表彰で推薦のあった方について、交通安全協会会長及び初代生活安全推進協議会として地域安全の基盤を作るなど功績が顕著であるため、規則別表第1 第9号1により、社会貢献賞の被表彰者とする。

勤続表彰

本年度推薦のあった5人について審査。

推薦のあった5人とも表彰基準の在職年数以上であるため、勤続表彰の被表彰者に決定。

2 表彰式日程について

本年度の表彰式は11月3日(水)午前10時から社会教育総合センターで開催することで決定した。

3 その他

表彰条例・規則等の改正について

平成19年の表彰条例施行規則及び運用方針の改正について、審議した勤続表彰の基準や、社会貢献賞の各分野ごとの基準在職年数の違い、寄附金の金額によって表彰の種類が変わる等々の課題、また被表彰者の除外規定などについてご意見いただく。

- ・ 善行表彰と社会貢献賞の違いは

- ・ 75 歳以上の方については、社会貢献賞での基準年数が 1 年以上足りなくても表彰対象とできないか
- ・ 規則別表第 1 「第 2 号の産業を事業とする経営者・・・20 年以上」の該当で農業者や商業者等全て推薦があがったら審査のしようがない
- ・ 地域貢献賞など年数に関係なく貢献した方を表彰できるルールはないか

課題点等について事務局で改正案を作成し、H23 年度春頃をめぐりに、条例・規則改正についての表彰審査委員会を開催することとする。